

スピーカー:

「学び・教育と社会保障・税の相互影響に関する研究」プログラム

東京財団政策研究所 研究主幹 土居 丈朗



こども・子育て政策の核心に迫る：第5回

# 「児童手当の拡充時に 扶養控除をどうするか」



東京財団政策研究所

THE TOKYO FOUNDATION FOR POLICY RESEARCH

# 児童手当の拡充

本シリーズこども・子育て政策の核心に迫る：第3回「児童手当は  
どう拡充されるのか」にて詳述

拡充は2024年10月分から実施(支給は2024年12月から)

- 所得制限を撤廃 → 約1400億円
- 支給対象を高校生年代(18歳)まで延長 → 約4000億円
- 第3子以降は支給額を3万円に増額 → 6000億円弱

## <拡充前>

主な生計者の年収が960万円未満

支給金額	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	月額1万5千円	月額1万5千円
3歳～小学校卒業	月額1万円	
中学生		月額1万円

※主な生計者の年収が960万円以上1200万円未満の場合月額5千円

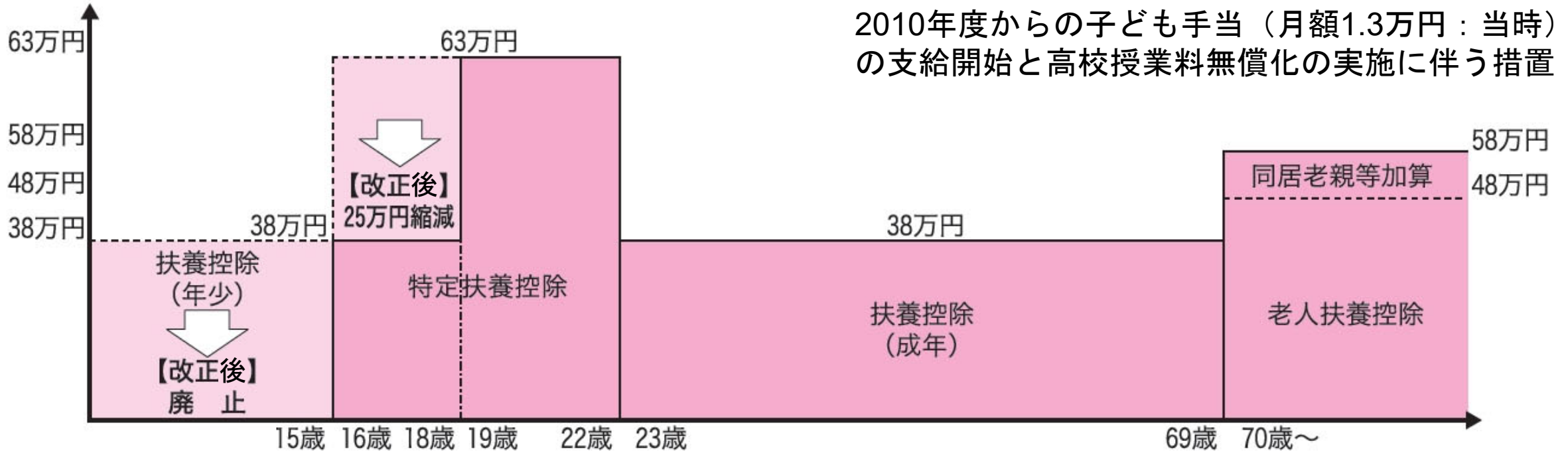
## <拡充後>

所得制限なし

支給金額	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	月額1万5千円	月額3万円
3歳～小学校卒業	月額1万円	
中学生	月額1万円	
高校生年代		



# 扶養控除の見直し(2011年分所得～)



※ 個人住民税についても、同様の措置を講じることとしています。

(参考) 扶養控除(年少)：33万円→0円

特定扶養控除：45万円→33万円

出典：財務省「平成22年度税制改正」



# 控除から給付へ(1)

## ■ 全員に10万円の所得控除

$$10\text{万円} \times 10\% = 1\text{万円}$$

高所得者ほど税負担軽減効果が大い

$$10\text{万円} \times 20\% = 2\text{万円}$$

$$10\text{万円} \times 30\% = 3\text{万円}$$

例：課税所得200万円で税率10%に直面する人

$$200 \times 0.1 = 20\text{万円}$$

新たに10万円の所得控除

$$(200 - 10) \times 0.1 = 19\text{万円}$$

所得控除による  
税負担軽減

税額

所得

直面する限界税率

低

10%

中

20%

高

30%

出典：土居丈朗『入門財政学(第2版)』日本評論社 <https://bit.ly/DoiPbF2>



# 控除から給付へ(2)

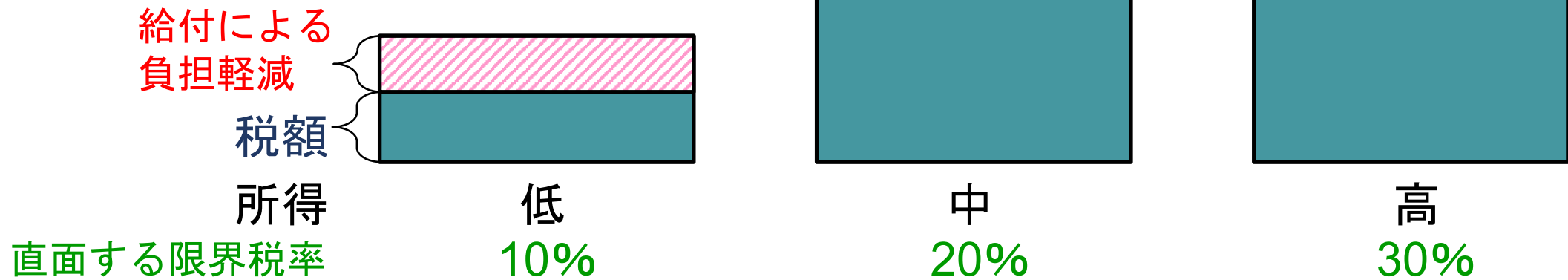
## ■ 全員に1万円の給付

1万円

負担軽減効果は所得の多寡を問わず同じ

1万円

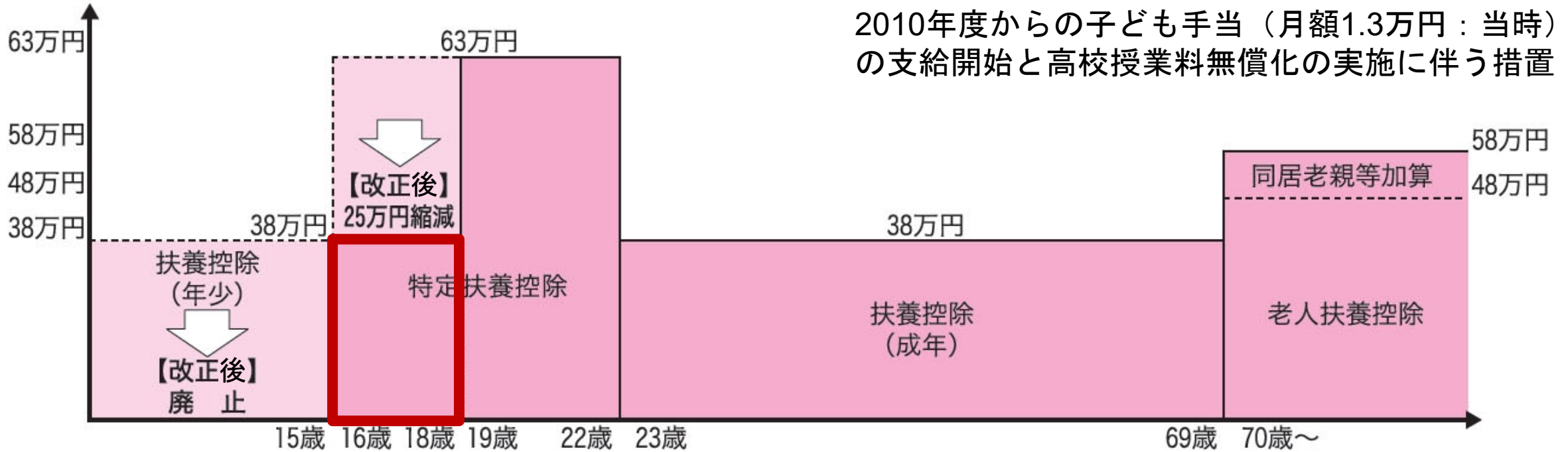
1万円



出典：土居丈朗『入門財政学(第2版)』日本評論社 <https://bit.ly/DoiPbF2> を一部改変



# 扶養控除の見直し(2011年分所得～)



※ 個人住民税についても、同様の措置を講じることとしています。

(参考) 扶養控除(年少)：33万円→0円

特定扶養控除：45万円→33万円

出典：財務省「平成22年度税制改正」

# 令和6年度税制改正大綱

(2023年12月21日閣議決定)

「16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する**控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)**を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。」



# 16～18歳の扶養控除が適用された納税者の年齢階級別構成

(比推定後)

	構成比	累積構成比
34歳以下	0.42%	0.42%
35-39歳	5.13%	5.55%
40-44歳	16.58%	22.13%
45-49歳	37.37%	59.50%
50-54歳	24.69%	84.19%
55-59歳	10.31%	94.50%
60-64歳	3.08%	97.58%
65-69歳	0.66%	98.24%
70歳以上	1.76%	100.00%

日本家計パネル調査(JHPS)の2019年分所得を用いた分析結果

➤ 16～18歳の親族を扶養する納税者は大半が40歳代、50歳代

出典：土居丈朗「18歳までの児童手当支給と扶養控除廃止なら誰にどれだけ負担純増となるか(その1)」  
東京財団政策研究所Review R-2023-053 <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4353>





# 16～18歳の扶養控除が適用された納税者の所得階級別構成

(比推定後)

課税前収入	構成比	累積構成比
100万円超200万円以下	4.37%	4.37%
200万円超300万円以下	8.38%	12.76%
300万円超400万円以下	11.92%	24.68%
400万円超500万円以下	10.34%	35.01%
500万円超600万円以下	12.01%	47.02%
600万円超700万円以下	9.32%	56.34%
700万円超800万円以下	10.83%	67.17%
800万円超900万円以下	6.71%	73.87%
900万円超1000万円以下	8.04%	81.91%
1000万円超1200万円以下	8.23%	90.14%
1200万円超1500万円以下	5.36%	95.50%
1500万円超2000万円以下	2.53%	98.03%
2000万円超	1.97%	100.00%

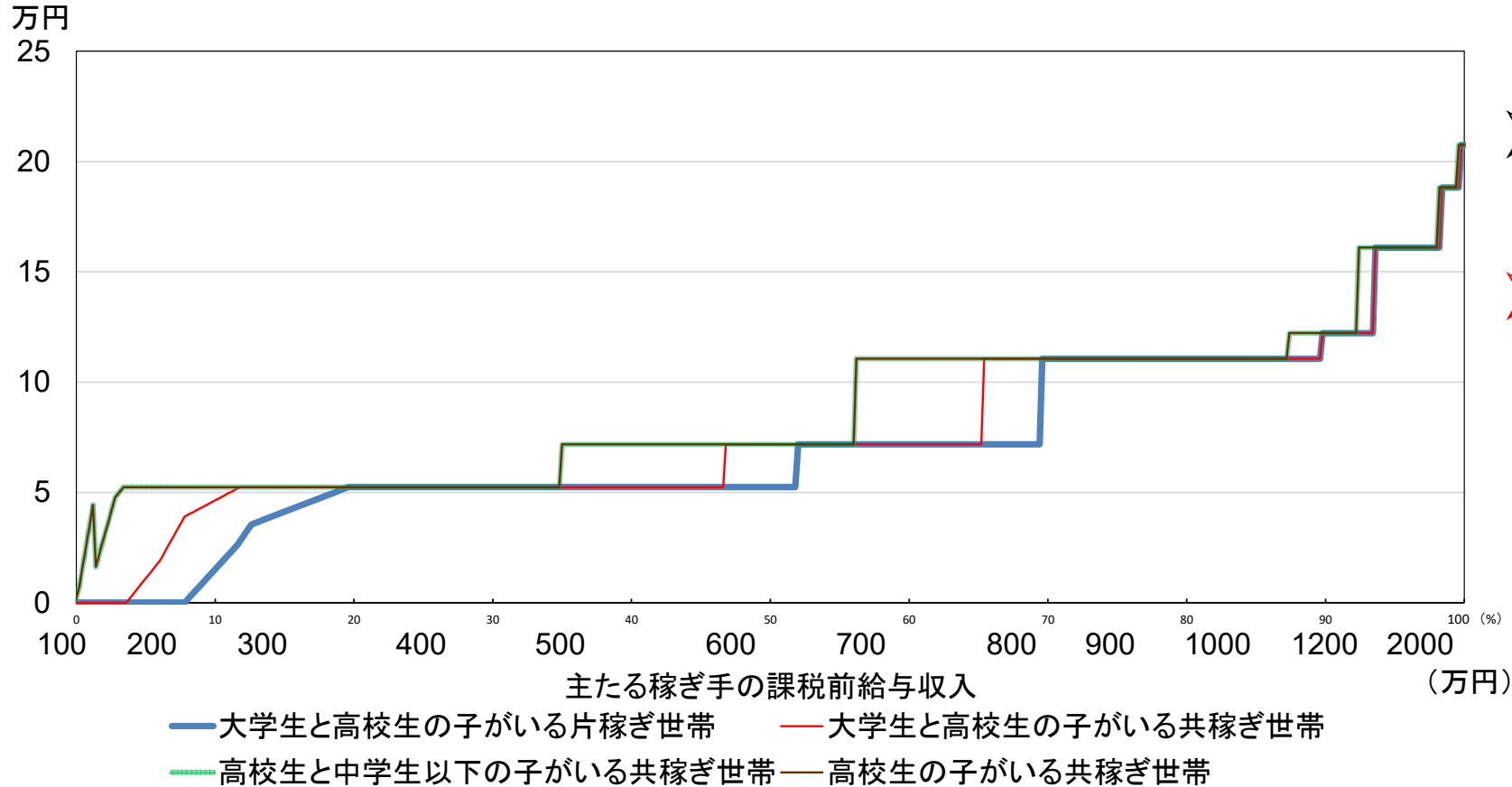
日本家計パネル調査(JHPS)の2019年分所得を用いた分析結果

➤ 課税前収入が600万円超の納税者が、16～18歳の扶養控除が適用された納税者の過半

出典：土居丈朗「18歳までの児童手当支給と扶養控除廃止なら誰にどれだけ負担純増となるか(その1)」  
東京財団政策研究所Review R-2023-053 <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4353>



# 現行の16～18歳の扶養控除による税負担軽減額(所得税と個人住民税)

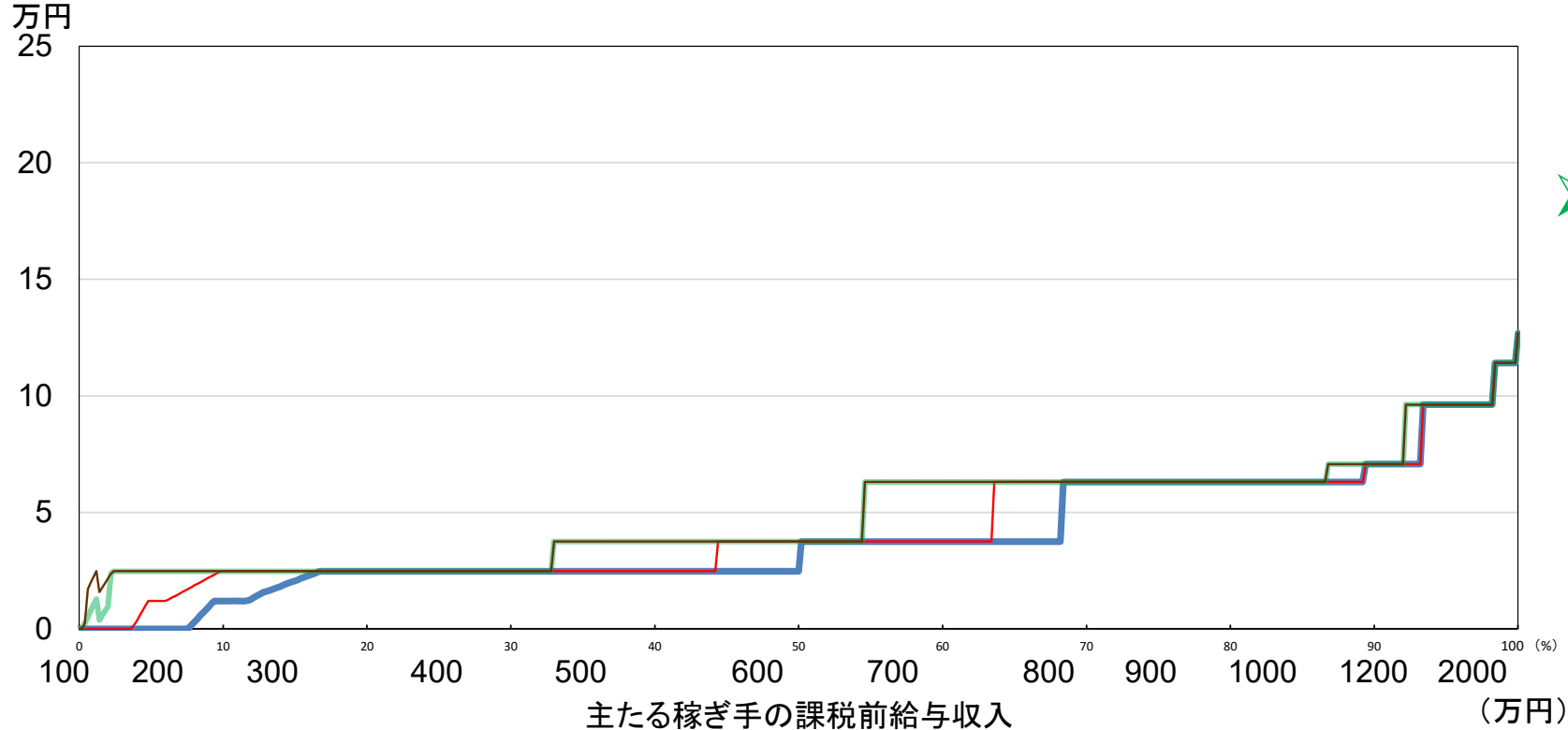


- 控除の効果は家族類型によって異なる
- 高所得者ほど扶養控除による税負担軽減額が多い

出典：土居丈朗「18歳までの児童手当支給と扶養控除廃止なら誰にどれだけ負担純増となるか(その2)」  
東京財団政策研究所Review R-2023-054 <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4354>



# 縮小後の16～18歳の扶養控除による税負担軽減額(所得税と個人住民税)



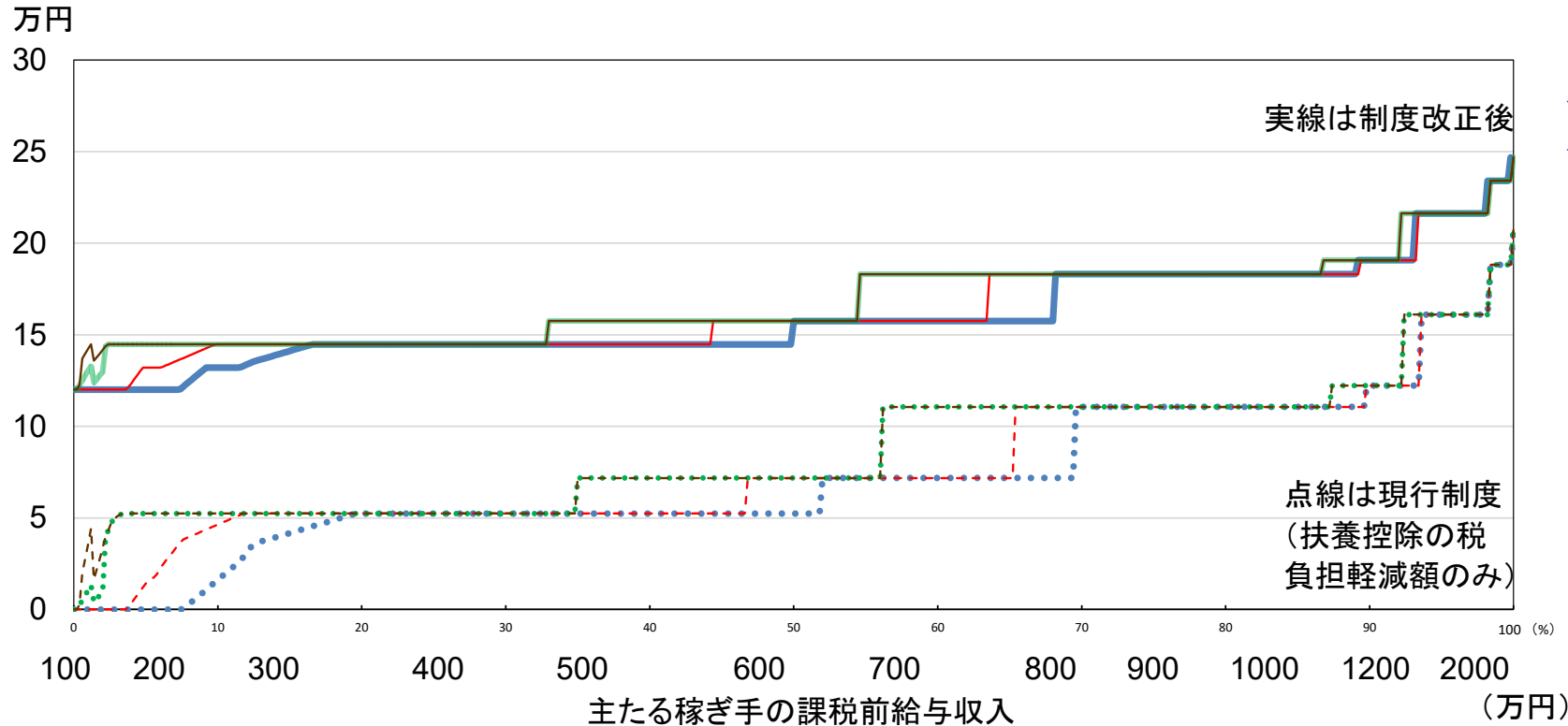
➤ 控除額が  
所得税で38万円→25万円  
住民税で33万円→12万円  
に縮小

- 大学生と高校生の子がいる片稼ぎ世帯
- 大学生と高校生の子がいる共稼ぎ世帯
- 高校生と中学生以下の子がいる共稼ぎ世帯
- 高校生の子がいる共稼ぎ世帯

出典：土居丈朗「18歳までの児童手当支給と扶養控除縮小なら誰にどれだけ給付の純増となるか」  
東京財団政策研究所Review R-2023-076 <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4389>



## 児童手当受給額と縮小後の16～18歳の扶養控除による税負担軽減額の合計額



- 大学生と高校生の子がいる片稼ぎ世帯
- 大学生と高校生の子がいる共稼ぎ世帯
- 高校生と中学生以下の子がいる共稼ぎ世帯
- 高校生の子がいる共稼ぎ世帯

➤ 児童手当の18歳までの支給延長と所得制限撤廃と合わせた扶養控除の縮小によって、負担増になる人はいない

出典：土居丈朗「18歳までの児童手当支給と扶養控除縮小なら誰にどれだけ給付の純増となるか」  
東京財団政策研究所Review R-2023-076 <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4389>



## 限られた財源の中でどう支援するか

- 縮小するといえども扶養控除を残すと、高所得者により多く恩恵が及ぶ上に、税収が失われる
- 他方、医療や介護の社会保障費は増大
  - 扶養控除を残しながら、逆進性の強い社会保険料は年々増大するということがよいか
  - 児童手当(非課税)の所得制限が撤廃された今、所得格差をどう是正するか
  - 扶養控除を全廃して給付拡充の財源に充てた方が効果的





東京財団政策研究所

THE TOKYO FOUNDATION FOR POLICY RESEARCH